

改正案

（免許申請書の添付書類）

第六条 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一（十）（略）

十一 当該免許申請に係る保険が第三分野保険（法第三条第四項第二号若しくは同条第五項第二号に規定する保険（以下この号において「第三分野の元受保険」という。）又は同条第四項第三号若しくは同条第五項第一号に規定する保険のうち第三分野の元受保険に係る再保険であつて元受リスクの全てを再保険金の対象とし、当該再保険に付され保険契約に係る責任準備金の積立てを行うものをいう。以下同じ。）の保険契約（保険期間が一年以下の保険契約（当該保険契約の更新時において保険料率の変更をしないことを約した保険契約を除く。）及び第二百二十二条第一項第五号に規定する傷害保険契約その他これに準ずる給付を行う保険契約を除く。以下この条、第十一條第七号、第五十三條第一項第七号の二及び第七号の三、第一百八條第一項第六号、第七十九條第一項第七号並びに第二百四十三條において同じ。）を含む場合にあつては、当該第三分野保険の保険契約に関する法第四条第二項第四号に掲げる書類の記載事項が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについて、保険計理人が確認した結果を記載した意見書

十二（略）

2・3（略）

（健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等）

第八十六条 法第三百三十條第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。

一 資本金又は基金等（純資産の部の合計額から剰余金の処分として

現行

（免許申請書の添付書類）

第六条 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一（十）（略）

十一 当該免許申請に係る保険が法第三条第四項第二号又は同条第五項第二号に規定する保険（以下この条、第十一條第七号、第五十三條、第五十九條の二、第八十七條、第一百八條、第六十二條、第七十九條及び第二百四十三條において「第三分野保険」という。）の保険契約（保険期間が一年以下の保険契約（当該保険契約の更新時において保険料率の変更をしないことを約した保険契約を除く。）及び第二百二十二條第一項第五号に規定する傷害保険契約その他これに準ずる給付を行う保険契約を除く。以下この条、第十一條第七号、第五十三條第一項第七号の二及び第七号の三、第一百八條第一項第六号、第七十九條第一項第七号並びに第二百四十三條において同じ。）を含む場合にあつては、当該第三分野保険の保険契約に関する法第四条第二項第四号に掲げる書類の記載事項が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについて、保険計理人が確認した結果を記載した意見書

十二（略）

2・3（略）

（健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等）

第八十六条 法第三百三十條第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。

一 純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額（保険会

支出する金額（保険会社である相互会社にあつては、翌期配当所要額（ただし、社員配当準備金繰入額が翌期配当所要額を下回る場合には、社員配当準備金繰入額とする。）を含み、社員配当平衡積立金に積み立てる金額を含まない。）、貸借対照表の評価・換算差額等（財務諸表等規則第六十七条の評価・換算差額等をいう。第二百一十一条の五十九において同じ。）の科目に計上した金額、法第百十三条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額をいう。）

二（略）

三 第六十九条第一項第三号又は第七十条第一項第二号の二の危険準備金の額

三の二 第七十条第一項第二号の異常危険準備金（地震保険に関する法律施行規則（昭和四十一年大蔵省令第三十五号）第七条第一項（地震保険責任準備金の計算方法）に定める危険準備金を含む。）の額

四七（略）

2（略）

（外国損害保険会社等の責任準備金）

第百五十一条 外国損害保険会社等は、日本における事業年度に係る毎決算期において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額を責任準備金として積み立てなければならない。ただし、自動車損害賠償保障法第五条（責任保険の契約の締結強制）の自動車損害賠償責任保険の契約及び地震保険に関する法律第二条第二項（定義）に規定する地震保険契約に係る責任準備金（第四項において「自賠責保険契約等に係る責任準備金」という。）の積立てについては、この限りでない。

社である相互会社にあつては、翌事業年度に社員に対する剰余金の分配として支出する額を含む。）、貸借対照表の評価・換算差額等（財務諸表等規則第六十七条の評価・換算差額等をいう。第二百一十一条の五十九において同じ。）の科目に計上した金額、法第百十三条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額

二（略）

三 第六十九条第一項第三号若しくは第七十条第一項第二号の二の危険準備金又は同項第二号の異常危険準備金（地震保険に関する法律施行規則（昭和四十一年大蔵省令第三十五号）第七条第一項（地震保険責任準備金の計算方法）に定める危険準備金を含む。）の額

（新設）

四七（略）

2（略）

（外国損害保険会社等の責任準備金）

第百五十一条 外国損害保険会社等は、日本における事業年度に係る毎決算期において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額を責任準備金として積み立てなければならない。ただし、自動車損害賠償保障法第五条（責任保険の契約の締結強制）の自動車損害賠償責任保険の契約及び地震保険に関する法律第二条第二項（定義）に規定する地震保険契約に係る責任準備金（次項において「自賠責保険契約等に係る責任準備金」という。）の積立てについては、この限りでない。

(健全性の基準に用いる供託金等) 第六十一条 法第二百二条第一号に規定する供託金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。 一・二 (略) 三 第五十条第一項第三号又は<u>第一百五十一条第一項第二号の二の危険準備金の額</u>	(健全性の基準に用いる供託金等) 第六十一条 法第二百二条第一号に規定する供託金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。 一・二 (略) 三 第五十条第一項第三号若しくは<u>第一百五十一条第一項第二号の二の危険準備金又は同項第二号の異常危険準備金(地震保険に関する法律施行規則第七条第一項(地震保険責任準備金の計算方法)に定める危険準備金を含む。)</u>の額 (新設)
三の二 <u>第一百五十一条第一項第二号の異常危険準備金(地震保険に関する法律施行規則第七条第一項(地震保険責任準備金の計算方法)に定める危険準備金を含む。)</u>の額 四・七 (略) 2 (略)	四・七 (略) 2 (略)
(健全性の基準に用いる供託金等) 第九十条 法第二百二十八条第一号に規定する供託金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。 一・二 (略) 三 第五十条第一項第三号又は<u>第一百五十一条第一項第二号の二の危険準備金の額</u>	(健全性の基準に用いる供託金等) 第九十条 法第二百二十八条第一号に規定する供託金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。 一・二 (略) 三 第五十条第一項第三号若しくは<u>第一百五十一条第一項第二号の二の危険準備金又は同項第二号の異常危険準備金(地震保険に関する法律施行規則第七条第一項(地震保険責任準備金の計算方法)に定める危険準備金を含む。)</u>の額 (新設)
三の二 <u>第一百五十一条第一項第二号の異常危険準備金(地震保険に関する法律施行規則第七条第一項(地震保険責任準備金の計算方法)に定める危険準備金を含む。)</u>の額 四・七 (略) 2・3 (略)	四・七 (略) 2・3 (略)

別表(第五十九条の二第一項第三号二関係(生命保険会社、外国生命保

別表(第五十九条の二第一項第三号二関係(生命保険会社、外国生命保

険会社等及び特定生命保険業免許を受けた免許特定法人))

(略)

(契約の締結時期が2006年度以降の契約について)

(略)

(責任準備金残高の内訳について) (単位:百万円)

区 分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	合 計
残 高					

(記載上の注意)

1. . 2. (略)

3. 保険料積立金、未経過保険料、払戻積立金、及び危険準備金については、生命保険会社にあつては第六十九条第一号 から第三号までに規定する額を、外国生命保険会社等及び特定生命保険業免許を受けた免許特定法人にあつては第百五十条第一号から第三号までに規定する額を記載すること。

別表(第五十九条の二第一項第三号二関係(損害保険会社、外国損害保険会社等及び特定損害保険業免許を受けた免許特定法人))

(単位:百万円)

区 分	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合 計
…保険その他の保険						
計						

(記載上の注意)

1. (略)

険会社等及び特定生命保険業免許を受けた免許特定法人))

(略)

(契約の締結時期が2006年度以降の契約について)

(略)

(新設)

(記載上の注意)

1. . 2. (略)

(新設)

別表(第五十九条の二第一項第三号二関係(損害保険会社、外国損害保険会社等及び特定損害保険業免許を受けた免許特定法人))

(単位:百万円)

区 分	普通責任準備金	異常危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合 計
…保険その他の保険					
計					

(記載上の注意)

1. (略)

2. 普通責任準備金、異常危険準備金、危険準備金、私戻積立金及び契約者配当準備金等については、損害保険会社にあつては第七十条第一項第一号から第四号までに規定する額を、外国損害保険会社等及び特定損害保険業免許を受けた免許特定法人にあつては第五百十一条第一項第一号から第四号までに規定する額を記載すること。
3. (略)

別表（第五十九条の二第一項第五号関係（保険会社））

項目	記 載 す る 事 項
法第百三十条第一号に係る細目	一～三 (略) 三の二 損害保険会社にあつては、第八十六条第一項第三号の二に規定する額 四～六 (略) 六の二 平成八年大蔵省告示第五十号（以下この規則において「告示」という。）第一条第三項第一号に規定する額 七 告示第一条第三項第六号及び同条第四項から第七項までの規定により第八十六条第一項第七号に規定する金融庁長官が定めるものの額に算入することができる額 八 告示第一条の二に規定する額 九 (略)

2. 普通責任準備金、異常危険準備金、私戻積立金及び契約者配当準備金等については、損害保険会社にあつては第七十条第一項第一号から第四号までに規定する額を、外国損害保険会社等及び特定損害保険業免許を受けた免許特定法人にあつては第五百十一条第一項第一号から第四号までに規定する額を記載すること。
3. (略)

別表（第五十九条の二第一項第五号関係（生命保険会社））

項目	記 載 す る 事 項
法第百三十条第一号に係る細目	一～三 (略) (新設) 四～六 (略) (新設) 七 平成八年大蔵省告示第五十号第一条第三項第六号及び同条第四項から第七項までの規定により第八十六条第一項第七号に規定する金融庁長官が定めるものの額に算入することができる額 八 平成八年大蔵省告示第五十号第一条の二に規定する額 九 (略)

法第二百三十条第二号に係る細目	一 第八十七条第一号に規定する額（ただし、損害保険会社 にあっては、告示第二条第一項第二号に規定する額を除 く。） 一の二 第八十七条第一号の二に規定する額 二 （略） 二の二 生命保険会社にあつては、第八十七条第二号の二に 規定する額 三・四 （略） 五 損害保険会社にあつては、告示第二条第一項第二号に規 定する額
-----------------	---

法第二百三十条第二号に係る細目	一 第八十七条第一号に規定する額 （新設） 二 （略） 二の二 第八十七条第二号の二に規定する額 三・四 （略） （新設）
-----------------	---

別表（第五十九条の二第一項第五号亦関係（外国保険会社等））

項目	記 載 す る 事 項
法第二百一十二条第一号に係る細目	一～三 （略） 三の二 外国損害保険会社にあつては、第百六十一条第一項 第三号の二に規定する額 四～六 （略） 六の二 告示第一条第三項第一号に規定する額 六の三 告示第一条第三項第五号に規定する額 七 告示第一条第三項第六号及び同条第四項から第七項まで の規定により第百六十一条第一項第七号に規定する金融庁 長官が定めるものの額に算入することができる額 八 告示第一条の二に規定する額 九 （略）

別表（第五十九条の二第一項第五号亦関係（外国生命保険会社等））

項目	記 載 す る 事 項
法第二百一十二条第一号に係る細目	一～三 （略） （新設） 四～六 （略） （新設） （新設） 七 平成八年大蔵省告示第五十号第一条第三項第六号及び同条 第四項から第七項までの規定により第百六十一条第一項第七 号に規定する金融庁長官が定めるものの額に算入することが できる額 八 平成八年大蔵省告示第五十号第一条の二に規定する額 九 （略）

法第二百二十二条第二号に係る細目	一 第六十二条第一号に規定する額（ただし、外国損害保険会社等にあつては、告示第二条第一項第二号に規定する額を除く。） 一の二 第六十二条第一号の二に規定する額 二 （略） 二の二 外国生命保険会社等にあつては、第六十二条第二号の二に規定する額 三・四 （略） 五 外国損害保険会社等にあつては、告示第二条第一項第二号に規定する額
------------------	--

法第二百二十二条第二号に係る細目	一 第六十二条第一号に規定する額 （新設） 二 （略） 二の二 第六十二条第二号の二に規定する額 三・四 （略） （新設）
------------------	---

別表（第五十九条の二第一項第五号亦関係（特定保険業免許を受けた免許特定法人））

項目	記 載 す る 事 項
法第二百二十八条第一号に係る細目	一～三 （略） 三の二 特定損害保険業免許を受けた免許特定法人にあつては、第九十条第一項第三号の二に規定する額 四～六 （略） 六の二 告示第一条第三項第一号に規定する額 六の三 告示第一条第三項第五号に規定する額 七 告示第一条第三項第六号及び同条第四項から第七項までの規定により第九十条第一項第七号に規定する金融庁長官が定めるものの額に算入することができる額 八 告示第一条の二に規定する額 九 （略）

別表（第五十九条の二第一項第五号亦関係（特定生命保険業免許を受けた免許特定法人））

項目	記 載 す る 事 項
法第二百二十八条第一号に係る細目	一～三 （略） （新設） 四～六 （略） （新設） （新設） 七 平成八年大蔵省告示第五十号第一条第三項第六号及び同条第四項から第七項までの規定により第九十条第一項第七号に規定する金融庁長官が定めるものの額に算入することができる額 八 平成八年大蔵省告示第五十号第一条の二に規定する額 九 （略）

細目 法第二百一十八條第二号に係る	一 第六十二條第一号に規定する額（ただし、特定損害保険業免許を受けた免許特定法人にあっては、告示第二條第一項第二号に規定する額を除く。） 一の二 第六十二條第一号の二に規定する額 二 （略） 二の二 特定生命保険業免許を受けた免許特定法人にあっては、第六十二條第二号の二に規定する額 三・四 （略） 五 特定損害保険業免許を受けた免許特定法人にあっては、告示第二條第一項第二号に規定する額
----------------------	--

細目 法第二百一十八條第二号に係る	一 第六十二條第一号に規定する額 （新設） 二 （略） 二の二 第六十二條第二号の二に規定する額 三・四 （略） （新設）
----------------------	---

（削る）

別表（第五十九條の二第一項第五号関係（損害保険会社））

項目	記 載 す る 事 項
法第三百三十條第一号に係る細目	二 第八十六條第一項第一号に規定する額 二三 第八十六條第一項第二号に規定する額 三 第八十六條第一項第三号に規定する額 三四 第八十六條第一項第四号に規定する額 五 第八十六條第一項第五号に規定する額 六 第八十六條第一項第六号に規定する額 七 平成八年大蔵省告示第五十号第一條第三項第六号及び同條第四項から第七項までの規定により第八十六條第一項第七号に規定する金融庁長官が定めるものの額に算入することができる額 八 平成八年大蔵省告示第五十号第一條の二に規定する額 九 法第三百三十條第一号に掲げる額のうち、一から八までに掲げるものの以外のものの合計額

法第百三十条第二号に係る細目	二	第八十七条第一号に規定する額（平成八年大蔵省告示第五十号第二条第一項第二号に規定する額を除く。）
	三	第八十七条第二号に規定する額
	三	第八十七条第三号に規定する額
	四	第八十七条第四号に規定する額
	五	平成八年大蔵省告示第五十号第二条第一項第二号に規定する額

（削る）

別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（外国損害保険会社等））		
項目	記載する事項	
法第百二十一条第一号に係る細目	二	第百六十一条第一項第一号に規定する額
	二	第百六十一条第一項第二号に規定する額
	三	第百六十一条第一項第三号に規定する額
	四	第百六十一条第一項第四号に規定する額
	五	第百六十一条第一項第五号に規定する額
	六	第百六十一条第一項第六号に規定する額
	七	平成八年大蔵省告示第五十号第一条第三項第六号及び同条第四項から第七項までの規定により第百六十一条第一項第七号に規定する金融庁長官が定めるものの額に算入することができる額
	八	平成八年大蔵省告示第五十号第一条の二に規定する額
	九	法第百二十一条第一号に掲げる額のうち、一から八までに掲げるものの以外のものの合計額

(削る)

法第二百一十二条第二号に係る細目	二百六十二条第一号に規定する額（平成八年度大蔵省告示第五十号第二条第一項第二号に規定する額を除く。）
	二百六十二条第二号に規定する額
	二百六十二条第三号に規定する額
	二百六十二条第四号に規定する額
	平成八年度大蔵省告示第五十号第二条第一項第二号に規定する額

別表（第五十九条の二第一項第五号関係（特定損害保険業免許を受けた

項目	記載する事項
法第二百二十八条第一号に係る細目	二百九十条第一項第一号に規定する額
	二百九十条第一項第二号に規定する額
	二百九十条第一項第三号に規定する額
	二百九十条第一項第四号に規定する額
	二百九十条第一項第五号に規定する額
	二百九十条第一項第六号に規定する額
	平成八年度大蔵省告示第五十号第三条第三項第六号及び同条第四項から第七項までの規定により二百九十条第一項第七号に規定する金融庁長官が定めるものの額に算入することができる額
	平成八年度大蔵省告示第五十号第一条の二に規定する額
	法第二百二十八条第一号に掲げる額のうち、一から八までに掲げるもの以外のものの合計額

	<u>第二百六十二条第一号に規定する額（平成八年度大蔵省告示第 五十号第二条第一項第二号に規定する額を除く。）</u> <u>第二百六十二条第二号に規定する額</u> <u>第二百六十二条第三号に規定する額</u> <u>第二百六十二条第四号に規定する額</u> <u>平成八年度大蔵省告示第五十号第二条第一項第二号に規定す る額</u> <u>法第二百二十八条第二 号に係る細目</u>